

勤務報告書提出先(TA経理箇所):	)	* 本報告書コピー(本印を押すこと)
勤務報告書提出先(RA経理箇所):	)	* 本報告書

従事者 住所:

氏名: \*印 (所属・学年 学籍番号 )

下記の従事時間に相違ありません。 \*コピーにも本印を押すこと

TA種別 ( 教育補助 ・ 教務補助 ) 該当する方に○を付けてください。

RA業務内容 (研究費等名称: )の研究補助業務

扶養控除等申告書の提出(あり・なし)のいずれかに○を付けてください。 (源泉徴収額の確定に必要な情報になります。)	あり(甲欄の源泉徴収税額) 扶養者: 人
	なし(乙欄の源泉徴収税額)

日	曜日	TA				RA				具体的な従事内容、作業内容(TA・RA)	
		開始時刻	終了時刻	除外する時間数	従事した時間数	開始時刻	終了時刻	除外する時間数	従事した時間数		従事確認印
1										印	
2										印	
3										印	
4										印	
5										印	
6										印	
7										印	
8										印	
9										印	
10										印	
11										印	
12										印	
13										印	
14										印	
15										印	
16										印	
17										印	
18										印	
19										印	
20										印	
21										印	
22										印	
23										印	
24										印	
25										印	
26										印	
27										印	
28										印	
29										印	
30										印	
31										印	
合計				a				b			

\* 時間は10分単位で記入すること

TA	上記のとおり勤務したことを報告いたします。	担当教員 所属・氏名	* 印
RA	上記のとおり勤務したことを報告いたします。	研究代表者(分担者) 所属・氏名	* 印

\*コピーにも本印を押すこと

- ①教育補助・教務補助(TA)とRAとを兼職する場合は条件を設けます。  
注1: 兼職箇所は、TA・RAともに1箇所ずつとします。  
注2: TA・RA合計勤務時間は、1日あたり8時間以内、1週あたり20時間未満とします。  
注3: RAの契約期間は、6ヶ月以下であり、かつ次回契約日までに1ヶ月以上の間隔をあけてください。
- ②この出勤表は、必ず従事者本人・研究代表者は勤務時間・勤務内容等含めて自書願います。
- ③「除外する時間数」の欄には、昼休み時間など食事時間等の時間数を記入してください。(実働時間に対して、その給与を支給します。)(勤務時間が6時間を超える場合は、必ず1時間以上の休憩時間を与えてください。)
- ④業務の内容は、例えば「出席調査」「教材印刷・配付」「機材操作補助」「○○データの整理」「△△実験の補助」等具体的な内容を記入してください。
- ⑤原則、教室・研究室の勤務となります。(自宅等勤務は認めません。)
- ⑥TAの勤務で業務管理担当教員が複数名の場合は、担当教員、所属・氏名・捺印欄を行挿入してお使いください。
- ⑦扶養控除等申告書に関する注意事項  
注1: 扶養控除等申告書は当該年(1月~12月)に一度提出すれば良いものです。(提出する場合は、勤務開始月に提出いただきますよう、お願いします。)  
注2: 扶養控除等申告書を提出していない場合(早稲田大学以外に提出している場合も含む)は、月額88,000円未満の支払分については一律3%の税額となります。また、日額表丙欄適用の場合、日額9,300円以上の支払いで税金がかかります。

以下事務所計算用

TA	a	時間	×	円	=	①	円	源泉徴収額	源泉徴収額差引支払額
RA	b	時間	×	円	=	②	円		A: TA給与額、B: RA給与額
				合計額		③	円		

- 計算手順 1 TA経理箇所・RA経理箇所が連絡をとり、当該兼職者のTA・RA勤務時間・時間給を把握する。  
\* 10分単位の従事時間を時間に換算する際は、小数点第3位を切り上げて計算 例) 1時間50分 ≠ 1.83333... ⇒ 1.84  
\* (従事時間合計 - 除外時間合計) × 時給の端数については10円未満を切り上げて算出 例) 4.774円 ⇒ 4.780円
- 2 TA経理箇所は②総税込み支払額から③源泉徴収額を算出。
- 3 TA税込み支払額は①TA税込み支払額から③源泉徴収額をひく。  
\* 但し、TAの給与額が少なく、源泉徴収額を差し引くことができない場合は、RA経理箇所がRAの給与額から差し引いて処理すること